

つくろう! 誰もが安心して暮らせる京都を!

2015年4月1日
スタート

京都府障害のある人もない人も 共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例 (京都府障害者権利条例)

この条例は、障害のある人に対する差別の解消を推進し、だれもが安心して暮らせる社会をつくるためのものです。障害のあるなしに関係なく、同じ京都で暮らす府民のひとりとして当たり前のように生活し、分け隔てられることなく学んだり、働いたり、さまざまな活動に自由に参加できるようにすることをめざしています。

なんで条例をつくったの?

残念ながら、現に京都府で障害のある人に対する差別があるからです。本当は、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく社会の一員として尊重されて生きる権利があります。

しかし、さまざま場面で差別が起こっています。

①勝手に決められる

学校の決定、強制入院、施設入所

②性のある存在であることが否定される

異性介護、婚姻や出産・育児の反対 など

③地域から排除される

入居拒否や、建物・道路のバリア

④学校や職場で不平等に扱われる

労働条件や賃金の不均等待遇、保護者の付き添いを求める など

⑤参加や入場を拒まれる、制限される

⑥一律に同じ対応をされる

時間や設備の融通が利かない、窓口で障害の理解がない など

⑦情報が得られない、伝えられない

⑧侮蔑的な言葉や態度によって尊厳を傷つけられる。

暴言、舌打ち、邪魔者扱い、仲間はずれ、無視 など

⑨障害のある女性には複合的な困難があるが、見えにくく、救済されにくい

⑩虐待

暴力、暴言、身体拘束、食事制限、性的虐待、お金を勝手に使う、コミュニケーション拒否 など



そこで、差別を解消して、障害のあるなしに関係なく、地域でその人らしく当たり前で暮らせる京都をつくるためのルールとして、「条例」をつくることになったのです!

条例の役割って?

1. 「差別とはどんなものか」を定める共通のルール（ものさし）を示す
2. 差別がおきたときに、話し合いをして解決する仕組みを整える（これまでは直接交渉が裁判しかなく、ほとんどが泣き寝入りだった）
3. 誤解や偏見を取り除き、差別を未然に防止して、共生社会をすすめる仕組みを整える

誰が条例をつくったの?

「わたしたちぬきに、わたしたちのことを決めないで! “Nothing about us, without us!”」という言葉があります。障害のある人の声ぬきに制度がつくられてきた反省から、当事者参加の大切さを主張した世界的なスローガンです。

京都の条例も最初から京都府と検討会議の委員、そしてその他の障害のある当事者や支援者が知恵をしぼって、一緒に取り組んできました。また、そのプロセスで、お互いの障害や立場を理解することができるようになりました。差別をなくすためのルールづくりには、みんなで取り組むことが大切なのです。

ところで「障害のある人」ってだれ?

この条例では、「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害、難病があつて、障害や社会のさまざまなバリアによって日常生活や社会生活で暮らしにくさを感じている人をいいます。

障害者手帳のあるなしに関わらず、この条例の対象になります。

- 身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）
- 知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害
- 内部障害・難病・その他

差別ってどんなもの？ どうすれば差別にならないの？

差別とは

- ①不利益な取り扱いをすること ②合理的配慮をしないこと



不利益取扱い	障害を理由として区別、排除、制限その他異なる取り扱いをすること（合理的な理由に基づく場合でないもの）
合理的配慮の不提供	障害のある人が障害のない人と同様に基本的人権を実質的に享受し、同じように生活するために必要な改善や変更を行わないこと（相手側に過度の負担を課さないもの）

「合理的配慮」とは、それを行わなければ他の人と同じように参加したり、サービスなどを利用したりできないような場合に提供する「必要なてだて」のことです。そのときの状況や場面、障害に応じて決まるので、条例には細かく規定されていません。これらは、条例づくりのなかで集められた事例の一部です。

	「不利益取扱い」にあたる事例	「合理的配慮」として想定される行為（例）
福祉	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の意思を確認せずに親族や行政が施設入所を決めたり、面会を制限すること ●本人の意見を聞かず、家族と相談してケアプランを作成すること ●本人や保護者に障害があることを理由に学童保育や保育所の利用を認めないこと など 	<ul style="list-style-type: none"> ●筆談、図解等を用いた、サービスの内容等の分かりやすい説明 ●聴覚障害のある人への緊急連絡でのメール使用 ●建物の段差を解消すること ●障害児保育の知識・経験等を有する保育士の配置 など
医療	<ul style="list-style-type: none"> ●障害があることやコミュニケーションがとりにくいことなどを理由に治療を断ること ●精神障害のある人が退院を希望しているのに、強制的に入院を継続すること ●障害児を産むかもしれない、子どもを育てられないとの理由で墮胎を勧めたり、墮胎させること など 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者である本人に対して治療内容の説明と確認 ●待合室での電光掲示板の設置や、直接の声をかけ ●パニックを避けるため、治療や検査内容を絵や写真等で工夫して伝えること ●待てない・落ち着かない等の特性がある知的障害のある人には、診察順を繰り上げる、落ち着いて待てるスペースを確保するなどして対応すること など
商品販売・サービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ●障害があることや車いす補助犬などを使用していること、コミュニケーションがとりにくいことを理由に入店や、サービス提供を断ること ●本人の選択を制限し、介助者や通訳者に決定させること など 	<ul style="list-style-type: none"> ●聴覚障害のある人のへの筆談等の配慮 ●聴覚障害のある人が問合せや申込み等ができるよう、ファックスやメール等でも対応可能とすること ●店の構造・座席について、車いす使用者が利用できるようにすること ●自筆サインができない人には、複数の職員による確認等の代替手段を提供すること など
労働	<ul style="list-style-type: none"> ●正当な理由もないのに、障害があることや車いす・補助犬などを使用していることを理由に募集や採用を断ったり制限したりすること ●障害を理由に、労働条件を低くしたり、配置や昇進、教育訓練、福利厚生で不利な扱いをすること ●障害を理由にして解雇すること など 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害の特性に応じた情報伝達方法を用いたり、教材（点字や音声、拡大文字の資料など）を用意したりすること ●段差の解消、スロープの設置、車いす用トイレの設置等の施設整備 ●図や写真を用いて、学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせること など



教育

- 障害のある児童生徒に対して、個別の教育支援計画等に基づいた指導や支援を行わないこと
- 親の付き添いを求めるなど、授業や学校行事への参加を制限すること
- 本人や保護者の意見を十分に尊重しないで入学する学校や学級を決定すること など

- 障害の特性に応じた情報伝達方法を用いたり、教材（点字や音声、拡大文字の資料など）を用意したりすること
- 段差の解消、スロープの設置、車いす用トイレの設置等の施設整備
- 図や写真を用いて、学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせること など

建物・公共交通

- 障害があることや車いす・補助犬などを使用していること、コミュニケーションがとりにくいことを理由に施設の利用を断ること
- バスやタクシーの乗車拒否をしたり制限をしたりすること など

- 施設の案内表示について点字、拡大文字、音声等の配慮を行うこと
- 車内放送が聞こえない人のために、液晶掲示板で行き先等を案内すること
- スロープ、エレベーター、手すりなどの整備
- 乗降の介助をすること など

住宅

- 障害があることや車いす・補助犬などを使用していること、コミュニケーションがとりにくいことを理由に賃貸契約や入居を拒否したり制限したり条件をつけたりすること



- 契約の際には手話や筆記等、障害特性に配慮したコミュニケーション方法をとること
- 住宅の契約に信頼できる第三者が立ち会うことを承諾すること
- 車いす用のスロープの設置など、必要な住宅改修を承認すること（賃借人に退去時の原状回復義務や原状回復に必要な担保の提供が求められることはある）

情報・コミュニケーション

- 筆談などでのコミュニケーションを断ること
- 回覧板などみんなに伝える情報について、本人の意向を確認しないまま、情報提供しないこと
- 通訳・介助者の同席を断ること など



- 会議や講演等で、資料点訳、拡大文字、ふりがな、手話通訳、要約筆記、磁気ループ、指点字、触手話等の配慮をすること
- 災害の緊急情報を音声、サイレン、ピラ、メール、掲示板等の多様な方法で提供すること
- 説明資料にルビを付け分かりやすく表現し、絵カードなどを活用すること
- 問合せ先として、電話だけでなく、ファックスやメールを明記すること

障害のある女性に対する複合差別って？

障害のある女性は、障害があることと女性であることにより複合的な差別を受けやすい状況にあります。性的な被害やドメスティックバイオレンスなど、表に出にくい被害が多いことにも配慮し、障害のある女性への複合差別をなくすことが必要です。

この条例では、全国で初めて「障害のある女性の複合的な困難」に対する適切な配慮の大切さが書かれることになりました。複合的な困難についても京都府に相談して解決することができます。

障害のある女性の複合的な困難の例

- 異性による介助（入浴やトイレ等）
- 車いす用トイレが男性側にしかない
- 妊娠・出産・女性特有の病気などの受診に際して、女性の手話通訳の配置がない
- 女性のための相談窓口が障害のある人に対応していない、電話しか受けつけない など



不快な言動、侮蔑的な態度はどうなるの？

暮らしのなかで、嫌な言葉を言われて不快に感じたり、侮蔑的な行為で尊厳を傷つけられたりすることもあります。それは「地域で分け隔てられることなく生活する権利」や「社会参加の権利」の侵害になり、差別といえます。

そのような言動を受けた場合も京都府に相談することができます。



誰が差別をなくしていくの？

誰でも、どんな人でも、障害のある人へ差別をしたり、虐待をしたりしてはなりません！
とくにこの条例では、行政機関や、学校、それぞれの分野の事業者や団体、またそこで働く人々が差別や虐待をしてはならないことを定めています。
ただし、合理的配慮の提供については、民間企業は当面努力義務としています。

もし差別がおきたらどうすればいいの？ どうやって解決するの？

不利益取り扱いや合理的配慮、「障害のある女性の複合的な困難」、侮蔑的な言動について相談することができます。



どこに相談したらいいの？

わたしたちの身の回りの障害者差別を京都府に相談することができます。

相談窓口

京都府健康福祉部障害者支援課
電話：075-414-4609（相談専用）
FAX：075-414-4597
E-mail：（相談専用）
kyousei-soudan@pref.kyoto.lg.jp

詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/jyorei.html>



差別を防ぐために、 どんな取り組みがなされるの？

- ◆共生社会を推進するために話し合う仕組み「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり推進協議会」の設置
さまざまな立場の人が集まって、個別の問題だけでなく、社会に構造的にある問題を議論します。
- ◆啓発や交流による障害に対する理解の促進
京都府、市町村、企業、関係団体等が協力して、障害に対する府民の理解促進に取り組みます。
- ◆障害のある人の雇用・就労の促進
- ◆障害のある人のスポーツ・文化芸術活動の推進
- ◆共生社会の実現に積極的に取り組む者の応援
府民、企業、関係団体等の自主的な取り組みが広がるよう、共生社会の実現に積極的に取り組みを京都府がさまざまな形で応援します。

これって、結局、誰のための条例？

障害のある人＋すべての府民のための条例！
「障害のある人 VS 障害のない人」ではなく、「社会 VS 障害者差別」なのです。

この条例には、障害のある人たちの「こんなつらい、悲しい思いはもうしたくない、そして、ほかの誰にもさせたくない」という願いがこめられています。

誰もが、病気になったり、ケガをしたりして、障害者になることはあり得ます。妊娠したり、小さな子どもを育てている時期もあります。元気ではずかしくしているときもあれば、気分が落ち込むこともあります。また、年を取ることは避けることができません。どんな状況にあっても、人生のどんな局面においても、一人の人間として尊重され、住み慣れた京都で暮らしつづけることができるように、この条例がつけられました。

障害者の暮らしやすい街は、誰もが暮らしやすい街なのです！

◆ 障害者権利条約の批准と完全実施をめざす京都実行委員会 ◆

〒京都市南区東九条松田町 28 メゾンガラス京都十条 101 JCIL 気付

TEL：075-671-8484 FAX：075-671-8418

E-mail：kyotojorei_enable@yahoo.co.jp

URL：http://www.jouyakukyoto-hamon.com/